

介護保険負担限度額認定要件等の変更について

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象となる方の要件と食費の費用負担額がそれぞれ変更されます。

★対象となる方の要件について★

- ・利用者負担第3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。
- ・預貯金等について、一律 1,000 万円(夫婦は 2,000 万円)以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。

○制度対象者と利用者負担段階（変更は下線部）

| 利用者負担段階 | 対象者 | | |
|---------|----------------------------------|---|--|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | | |
| 第2段階 | 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が 市民税非課税 | 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円以下 | かつ、預貯金等の合計が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円)以下 |
| 第3段階① | | 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万円以下 | かつ、預貯金等の合計が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円)以下 |
| 第3段階② | | 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 120 万円超 | かつ、預貯金等の合計が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円)以下 |

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

※65 歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は 1,000 万円(夫婦 2,000 万円)以下。

★食費の費用負担額について★

- ・施設入所時と短期入所(ショートステイ)利用時で食費の費用負担額が変わります。

○一日あたりの負担限度額（変更は下線部）

| 利用者負担段階 | 食費/日 | 居住費(滞在費)/日 | | | | | |
|---------|------------------------------------|--------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|-------------|
| | | 多床室 (特養等) | 多床室 (老健、療養等) | 従来型個室 (特養等) | 従来型個室 (老健、療養等) | ユニット型 個室的多床室 | ユニット型 個室 |
| 第1段階 | 300 円 | 0 円 | 0 円 | 320 円 | 490 円 | 490 円 | 820 円 |
| 第2段階 | 390 円 (600 円) | 370 円 | 370 円 | 420 円 | 490 円 | 490 円 | 820 円 |
| 第3段階① | 650 円 (1,000 円) | 370 円 | 370 円 | 820 円 | 1,310 円 | 1,310 円 | 1,310 円 |
| 第3段階② | 1,360 円 (1,300 円) | 370 円 | 370 円 | 820 円 | 1,310 円 | 1,310 円 | 1,310 円 |

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。